

新型コロナウイルス感染症対策助成事業による学生への支援について

学生への食費の支援を目的として募集を行っていました「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」について、11月17日（火）で一旦受付を終了しましたが、下記のとおり追加で受付を行います。

支援を希望される方は下記内容を確認し、申請を行ってください。

なお、申請書の提出先、食事補助券の配布場所が前回の募集と異なっていますのでご注意願います。

記

1. 事業内容

食事補助券の支給

(1) 食事補助券は一人1,000円程度（100円券×10枚を想定）

※一人一回限りの支給

予算に限りがあるため後日、申請者数により支給対象者数、支給額を決定

(2) 学内（筑波地区）の福利厚生施設（食堂、喫茶、パン販売所）で利用可能

※一部学内食堂及び中央図書館内スターバックスコーヒー並びに附属病院内の食堂、
喫茶は除く

2. 申請受付期間

令和2年11月24日（火）～11月30日（月）

※配付予定数に達するまでは受付期間を延長する予定です

3. 食事補助券利用期間

令和2年11月30日（月）～12月25日（金）（期間厳守）

4. 支給対象学生

学群生及び大学院生（研究生等非正規生を除く）

※前回申請を出された学生を除きます

5. 申請手続き

食事補助券申請書（別紙様式）を記入し、1D棟（スクエア・スクエア）3階
学生生活課厚生担当に提出

※提出時、本人確認のため学生証の提示を求めます

6. 支給学生決定のお知らせ

令和2年12月1日（火）15：00

厚生会HP（<https://kosei.sec.tsukuba.ac.jp/>）で発表

7. 食事補助券の配布

配布場所：学生部学生生活課厚生担当

配布日時：令和2年12月2日（水）～12月11日（金）

8. 利用上の注意

(1) 利用期間を過ぎた食事補助券は無効となります。

(2) 現金への換金、払い戻しはできません。

(3) 食事補助券を使用する場合、お釣りはできません

(4) 利用できる食堂等は、別紙のとおりです。

2020年11月20日

学生部学生生活課

別 紙

9. 利用可能食堂等

◆第一エリア

- ・ 1 A棟2階 (喫茶) スープファクトリー
- ・ 1 D棟2階 (パン販売) 鈴家

◆第二エリア

- ・ 2 B棟1階 (食堂) 第二食堂
(喫茶) マルハパン

◆第三エリア

- ・ 3 A棟1階 (フードコート) カレー店 (注)
(喫茶) パスタ店 (注)
(パン販売) 粉とクリーム、鈴家
- ・ 総合研究棟B (パン販売) 鈴家
(弁当販売) 学校福祉協会

◆体育・芸術エリア

- ・ 5 C棟2階 (パン販売) 栄パン、鈴家
- ・ 体芸福利厚生棟1階 (食堂) 体芸食堂

◆医学エリア

- ・ 医学福利厚生棟2階 (パン販売) 鈴家

◆大学会館エリア

- ・ 大学会館1階 (食堂) 筑波デミ (ランチメニュー680円に限り利用可。但し80円は現金で)

◆本部棟エリア

- ・ 本部棟1階 (パン販売) 鈴家

(※春日エリアの食堂では、ご利用できません)

(注) 下線で示す店舗では、最初に券売機でチケットを購入し、チケットと一緒に食事補助券をカウンターに提出してください。チケット代を現金で返還します。